

報道機関各位

過払い金返還訴訟一斉提訴について ～不当利得発生の構造と問題点～

平成18年1月17日

雨竜町 木村司法書士事務所  
司法書士 木村 幸一  
TEL 0125-79-2552  
FAX 0125-77-2288

## 0. はじめに

本日、中・北空知管内及び旭川市内在住者11名が消費者金融及び信販会社計8社を相手どり、上記管内裁判所に過払金の返還訴訟（不当利得返還請求訴訟）及び取引履歴不開示による損害賠償請求訴訟を提起した（内訳は別紙の通り）。請求総額は約1940万円で、うち過払い金元本が1521万円となる。

## 1. 消費者金融の発展と多重債務問題

消費者金融のルーツは、昭和40年代の団地金融といわれている。在来の質屋とは異なり、質草という担保を有しない者に対しても貸付を行うということから、主に給与所得者層や主婦を中心に広まり、『サラリーマン金融』と呼ばれて利用者層を拡大していった。しかし、昭和50年代のサラ金パニックといわれる高金利・苛酷な取立てによる被害の拡大の反省から、昭和58年に「貸金業の規制等に関する法律」が制定され、段階的に「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下、「出資法」）」の上限金利も下げられることにより、一応の收拾を見た（出資法については後述）。

近年の長引く不景気などに加え、タレント起用に見られる企業のイメージ戦略によって、この2～3年は、やや伸び悩みの傾向にあるものの、消費者金融の業績は向上し続けている。近年は、信販会社や銀行などの金融機関の消費者金融部門への進出が目覚しい（以下、本稿ではこれらの貸金業者のことを「消費者金融等」と総称する）。

しかし、この業績向上の裏で自己破産などの債務整理の件数は、異常なペースで増加を続けている。参考までに、昨年10月現在での平成17年の全国での破産申立件数は、15万9925件と平成16年同期（18万2312件）よりは

減少したものの、依然高水準で推移している。また破産を回避する手段としての民事再生手続や特定調停などの裁判手続のほか、司法書士・弁護士を代理人としての任意整理手続といった、統計に表れないものについてはむしろ増加の傾向にあり、問題解消には程遠い状態といわざるを得ない。

## 2. 多重債務へのメカニズム ～利息のダブルスタンダード～

消費者金融等については、一様に高金利といわれており、実際に大手消費者金融でも20%以上の金利を取り立てていることは、現在の預金金利や銀行の貸出金利の低さに鑑みると異常といえる状態である。

ところで、利率については民事法である利息制限法と刑罰法規である出資法の2つの基準があるということは、一般にはあまり知られていない。利息制限法は、昭和20年代の金融情勢の是正を目的として制定された法であり、元本額に応じた上限金利を定めており(15～20%)、これを超える利息契約は無効とされ、民事上徴収することはできないとされている。一方、出資法の金利規制は、高金利処罰を目的としたものであり、29.2%を越える金利の徴収は無効であるのみならず、刑事罰の対象とされる。

問題は、利息制限法違反でありながら出資法違反とはならない金利についてである。すなわち、民事上無効であるが、刑事罰の対象にならない利息については、前述の通り徴収することができず、超過部分については元本に充当されることになる(最高裁昭和39年11月18日判決)し、さらにこの結果として元本の弁済が完了した場合にはその後に支払われた部分については、法律上原因なく收受した金銭(不当利得、いわゆる「過払い」)となるので、受領者はその返還義務を負う旨の判例理論が確立している(最高裁昭和43年11月13日判決)。なお、貸金業者については、適法な契約書及び領収書の交付並びに債務者の利息支払についての任意性を条件として、上記利息の受領が認められている(貸金業規制法43条1項)が、立法論としての批判も多く、現実として認められている裁判例も少ない(たとえば、最高裁平成16年2月20日判決)。

すなわち、多くの消費者金融等が、貸金業規制法43条の要件を満たしていることはなく、また違法性の認識を有しながら、長年にわたり債務者から不当な金利を取り立てていたことになる。

## 3. 多重債務による経済困窮

前述の通り、消費者金融等からの借入をしている債務者は、いわれなき利率を課せられていることになり、このような債務者は取立ての恐怖におびえながら返

済を続けている。また、高金利の上に収入や支払能力を度外視した貸付を受けているため、遠からず返済不能に陥り、返済のための借入を繰り返して自転車操業状態になり、果てには債務整理手続や借金を苦にした自殺、蒸発、暴力などによる家庭崩壊、さらには返済資金を得るための犯罪行為に手を染めるケースも出ている。さらに広い視野で考えると、先の見えない低迷が続く地域経済に更なる追い討ちをかけるなど、高金利による被害は計り知れない。

現在、全国的に高金利是正に向けての意識が高まり、その一環としての過払訴訟一斉提訴が盛んに行われている（沖縄、静岡など）。道内でも、数年前に札幌の青年司法書士会での一斉提訴のほか、昨年数回にわたり網走管内の司法書士・弁護士有志による提訴が行われている。

#### 4. 本件提訴の経緯

消費者金融等は、司法書士・弁護士が介入するまでは極度拵りぎりの貸付金及び約定での金利を債務者から取り立て、支払額等において一切の妥協をしないが、専門家が整理手続に入り、過払いが判明するや、一転して返還額の減額を図ってくる。ちなみに通常、極度額の範囲内で借入と返済を繰り返した場合、当職の経験によれば、取引期間6～7年で過払い状態になっているケースが大半である。

当職が雨竜町で開業して10ヶ月弱の間に、相当件数の債務整理の相談を受け、実際に処理を行ってきた。その中で、当然過払返還の手続もあり、早期かつ低廉での解決を企図し、相手方（消費者金融等）からの要請もあって、訴訟提起前に任意での交渉による解決を試みてきた。しかし、その過程では次のような問題点があった。

- ① 任意での和解については、相手方の応答が大前提になってくるが、和解案提示後も一向に応答をせず、結果的に相当期間を要することが多い。
- ② また、応答があったとしても、ほとんどの業者が相当額（元本額の2～3割以上）の減額を要求するのを当然の前提として交渉に臨むため、話し合いが平行線をたどり、最終的に決裂することとなり、同様に不必要に時間がかかる。
- ③ 特に少額の過払金の場合、数円単位での減額を提示するなど、あたかも商店での値切り交渉のような方法での妥協を執拗に迫ってくる。
- ④ 過払返還の交渉に当たっては、消費者金融等から提出される取引履歴に基づき、利息制限法に基づく再計算を行わなければならないところ、業者

によっては全部若しくは一部の不開示または改竄により、過払い金の減額を図り、あるいは返還自体を諦めさせる意図をもって対応するケースが見られる。(なお、この違法性については、最高裁平成17年7月19日判決)。

これらの対応には、消費者保護の観点も感じられず、自己の利益確保と担当者の営業成績のアップのみを見据えた業務態度は、金融業界のみならず公益的存在である企業の倫理にもとるものといわざるを得ない。そもそも、不当利得については減額に応じる理由など存在せず、従って全額返還は当然のことであり、減額前提での交渉態度自体が不当なものといえるであろう。

今回の21件の提訴については、いずれも消費者金融等との交渉の進展が見られないものの解決を図るのみならず、今現在も多重債務に苦しむ人々に救済の道をお知らせし、ひいては未だに解決への糸口が見えないこの問題についての問題提起を目的としている。なお、今回の一斉提訴に当たっては、上記21件の他に1社に対して3件の訴訟(債務者数3名、総額約650万円)提起も予定していたが、直前に相手方から和解の申し入れがあり、順延になったことを申し添える。

※ 今後の訴訟の進行状況については、追ってお知らせいたします。

以 上